

質問第二五六号

竹島における韓国軍・海洋警察訓練に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年九月六日

参議院議長 平田健二殿

佐藤正久



## 竹島における韓国軍・海洋警察訓練に関する質問主意書

韓国軍が、平成二十四年九月七日より、竹島及びその周辺において、軍と海洋警察による定期訓練を実施するとしている。当初、計画されていた海兵隊による竹島上陸演習を中止したとはいえ、これは、我が国の領土で軍事訓練を行う暴挙であると認識している。

九月三日の参議院決算委員会において、森本防衛大臣に、防衛チャンネルでも、韓国の国防部長官に訓練を中止するよう抗議すべきだと具申したところ、森本防衛大臣から、「韓国が竹島周辺でこの種の訓練をやるというのは、誠に我が国にとつて遺憾であり、我方もいろいろな交流がありますから、その交流の場できちんと日本として抗議をする、当然のことだ」との趣旨の答弁があつた。

右の点を踏まえ、以下質問する。

- 一 竹島及びその周辺における韓国軍と海洋警察による定期訓練実施に対する我が国政府の見解如何。
- 二 前記訓練について、首相官邸、外務省、防衛省等は、韓国側に対して、抗議及び訓練中止の申入れを行つたか否か。その事実関係を明らかにされたい。
- 三 それぞれのチャンネルにおいて、抗議及び訓練中止の申入れを行つたとするならば、その時期、ルー

ト、レベル等について明らかにされたい。  
右質問する。